



Title	教育令下の学事情況：旧摂津国有馬郡生瀬村の場合
Author(s)	白土, 芳人
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1972, 5, p. 23-44
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/47967">https://hdl.handle.net/11094/47967</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 教育令下の学事情況

—旧摂津国有馬郡生瀬村の場合—

白　土　芳　人

明治前期の公教育發展の歴史について現在までの研究を簡単に整理すると、それは次のようにまとめることができるであろう。

一八七二（明治五）年八月頒布の「学制」は日本における全国的な公教育制度の第一歩であった。この開明的な「学制」は木戸孝允・大久保利通らの批判、規定の半額にも達しない文部省への補助金、人口約六百人に一小学校と実施に困難な規定などマイナスの要素があるにもかかわらず、當時としては驚く程敏速に実施され、山村僻地にまで普及した。<sup>(1)</sup>しかし庶民の負担が重く、とうていその完全実施是不可能と予想されたため、一八七九（明治十二）年にいたつていわゆる「自由教育令」が施行された。<sup>(2)</sup>ところが「自由教育令」では最低限度の教育基準しか決められていないかったため学事の普及が停滞する地域が見られる一方、自由民権運動の影響を受けた教員によるリベラルな教育が行なわれる所もあり、これらの事を心配した地方官の強い要請により、一八八〇（明治十三）年「改正教育令」が布告され、天皇制教育の体系がつくられはじめ、一八八六（明治十九）年の「学校令」、一八九〇（明治二十三）年の「教

育勅語」でもって天皇制教育体制は完全なものになり、日本の公教育は明治国家の重要な支柱として、「國家将来ノ治安ヲ圖ル」ことになったのである。<sup>(3)</sup>

以上のようなまとめの上に、この小論では公教育の中核をしめる初等教育が民衆の間にどのように定着していったかについて調べてみると、以前に私は「学制」実施期に小学校教育がどのように成立するかについて発表している<sup>(5)</sup>ので、この小論では教育令実施期に問題を移し、天皇制教育体制が確立する前夜の学事情況を明らかにしてみたい。そのことが、確立された天皇制教育の性格を考える上に重要な意義をもつと私は考えているからである。

この小論で主として考察を試みる地域は、旧摂津国有馬郡生瀬村（現在兵庫県西宮市に編入）である。そこで生瀬村の地域的な特色をまず記しておく。明治十年代の生瀬の歴史を伝える史料は豊富に残されていて、『西宮市史』第六卷にその主なものが収録されているので、それらによりながら当時の生瀬の情況を明らかにしてみることにする。

生瀬村は一二四三（寛元一）年建立の名刹淨橋寺の寺領として古くから知られていた地で、大阪平野の西北のすみ宝塚のやや奥、武庫川が山間部から大阪平野に流れ出す地点にあたり、有馬温泉および丹波への入口の宿場町として栄えた交通の要衝であった。山間の台地に集落が発達していく耕地に乏しく、米の生産量は一八七九（明治一二）年から八四（一三）年までの六年間の平均では二九六石七斗四升五合で、この当時の人口約六三〇人の村内需要をまかなうのは不可能であったと考えられる。事実一八七二（明治五）年には他村から三八〇石買い入れて記録がある。<sup>(6)</sup>生業は「生瀬村地誌」によれば、全村一四七戸のうち農にして炭焼及薪営業を兼ねている者六五戸・工作を業とする

## 教育の下令事情況

者三戸・農商兼業の者五八戸となつており、地方税は地租割一一七円七五銭七厘・戸数割四九円三五銭・營業税九三円七五銭・雜種税六四円二銭五厘である。この地方税の割合を兵庫県全体と比較してみると、兵庫県全体では一八八四(明治一七)年の地方税中にしめる地租割の割合は五七・七%と半分以上であるのに對し、生瀬村は三六・二%であり、一方營業税が地方税中にしめる割合は、兵庫県では一五・〇%だが、生瀬村では二八・九%に達していく、この生瀬村が農業以外の産業に依存する割合が強いことがわかる。しかしそれがただちにこの生瀬村が農業からはなれた生産性の高い商業が多く発達していたことを意味するのではない。一八七八(明治一)年の調査と推定されてい(11)る生瀬村產出表によれば、農業以外の營業種類とその戸数は多いものから順に、米商一〇戸・人力車夫七戸・農兼荷付牛六戸・水車四戸・宿屋業・酒類小売所各三戸・獵銃職補助業・綿打職・駕籠夫各二戸・質業補助業・醤油商・大工職・風呂屋業・材木商・鍛冶職・烟草小売所・荷積車夫各一戸となつており、前述のごとく、大阪平野と山間部の米の仲次および運送業にあたるものが多く、商業資本家とよばれるような商人は見当らない。また同史料によれば、耕地所有高別戸数については次のように記載されている。一町以上九戸・一町以下五六戸・一反以下五一戸・無反別二二戸となつているが、この一反以下あるいは無反別がそのまま零細農民を示すのではなく、他職に從事している農民もいるわけである。また当村にて小作をなすもの四一戸と表現されていて、農民層分解がかなり進んでいたことが予想されるが、摂津国でありながら、山崎隆三氏『地主制成立期の農業構造』や中村哲氏『明治維新の基礎構造』などの業績をあてはめることができないのは、この地が宿場町であるといった特殊性にもとづくものである。

以上のような特色をもつた生瀬村に、小学校が開設されたのは一八七三(明治六)年四月六日であった。寺子屋橋塾を母体に、淨橋寺に設けられたこの小学校は揚名小学校と名づけられ、校長には当時兵庫県第一九区に編入されていた

当村の副戸長で米仲賈商の中務安平が就任した。この揚名小学校は人口約六〇〇人につき一小学校を設置することになっていた「学制」の規定にあてはまるのであるが、ただ一カ村で一つの学校を設立したため村民の負担は數々村連合して一小学校をつくった地域にくらべて二倍に達し<sup>(12)</sup>、授業料も月五錢<sup>(13)</sup>で全国平均月一錢五厘の三倍強であったが、その後断絶することもまた他に統合されることもなく現在まで続いている。淨橋寺前の西宮市立生瀬小学校がそれである。

## 二

教育令施行期に生瀬村の揚名小学校は、公式には隣村名塩村に設けられた塩渓小学校の生瀬分校となっていたが、生瀬の人は揚名小学校と呼んでいたようであつて、現在各地の公立中学校にみられる設立順に番号をつける公式名称とくらべてみて、維新の文明開化期に設置された時の揚名小学校という名称をそのまま使用しているところに、現代と当時の学校に対する民衆の考え方の相違に注意しなければならないと考える。すなわち現代では、義務教育は国民の中に定着し行かねばならぬことがはつきりしているが、明治初年においては、士農工商の封建制から時代は大きく変り四民平等になつた、さあこれから名を揚げるぞといった心意気が感じられる。また現代とちがつて、学校の設立から維持の方法にいたるまで大筋は「学制」で決められてはいるが村落共同体の責任にまかされている面も多く、宮原誠一氏のいわれるごとく小学校教育はちがつた形で発展したかもしれない。

さてこの揚名小学校では生徒数の増加により淨橋寺では手狭になり、一八八三（明治一五）年新築が計画された。

そしてその資金の調達方法が我々に色々なことを教えてくれるのである。

新築の予算は七五二円であったが、このうち六〇〇円は村の共有林を売却することにより、残り一五二円は村内から寄付金で調達することにした。<sup>(16)</sup> まず後者寄付金の情況について調べてみよう。「揚名小学校新築寄付金名簿」には、この時寄付した人とその額が記録されていて次のようなことがわかる。寄付した者は全部で一〇七人で、一戸に一人であったと考えられ、当時の戸数一四七戸の七一・七%にある。さらにくわしく寄付金額とその人数は、一円二人・一〇円三人・八円一人・七円一人・六円二人・五円一人・三円二人・二円四人・一円五〇銭一二人・一円一五人・八〇銭一人・七〇銭三人・五〇銭九人・三〇銭八人・二十五銭四人・二〇銭六人・一五銭八人・一〇銭二〇人・五銭四人となっている。これを見て気づくことは、額がきわめて整然としていて端数がないことである。これはこの寄付が自発的に任意額だけ行わたることを示すものではなく、何らかの規定に応じて強制的に割当てられたことを示すと考えられる。その規定は、おそらくそれぞれの経済力に応じて算出されたのであろうが、その具体的史料がないのではつきりした断定はできないのだが、「明治十七年前半期役場費取纏帳」<sup>(18)</sup>と対比してみるとある程度のことがわかる。この取纏帳によれば前半期の役場費二二円八三銭一厘の七五%に当る一六円九〇銭二厘を、地租納入者に対し地租一円に付二銭七厘の割合で割当て、残り二五%に当る五円八八銭を、戸数割で一戸に付四銭の割で徴収している。この決定は一八八四年七月一五日に行なわれてるので、新築寄付金名簿の書かれた一八八二（明治一五）年十月とは一年九カ月のひらきがあり、両方に共通して出てくる人名は九四名である。この九四名について寄付金と役場費地租割分の関係を表わしたもののが表Iである。この表から寄付金と役場費地租割分とは大体相関していると考えられる。つまり寄付金額は各人の経済力に応じて決められたといえそうである。ただ問題は寄付金が七円なのに役場費地租割分が八銭四厘とすくない藤岡豊太郎、同じように寄付金が五円なのに役場費地租割分

表 I 寄付者の寄付金と役場費地租割分の関係

15 円		1	1	1円10銭 7厘					
10 円		2	1	94. 8					
8 円		1		83. 0					
7 円	1			8. 4					
6 円		1	1	31. 9					
5 円	1			7					
3 円		2		33. 0					
2 円		1	2	1					
1.5 円		1	2	5					
1 円	1	5	3	2					
80 銭		1	1						
70 銭		2	1						
50 銭	4	1	2	2					
30 銭	3	2	3						
25 銭		1	2	1					
20 銭	3	2							
15 銭	1	4	2						
10 銭	3	4	6						
5 銭	2			4					
寄付金	0 未満	0~1銭 5	5 10	10 15	15 20	20 50	50 1円	1以上 円上	の地 租 平 割 均分

がわずか七厘とすくない野田与三左衛門の二人の現実の経済力についてである。野田は「明治六年生瀬村諸営業取調書」<sup>(19)</sup>によれば、旅籠屋として報告されており田畠をもたず旅館業のみ生業としていてその経営がよかつたと考えられる。藤岡豊太郎については前記の諸営業取調書にも、一八七八（明治一一）年の「生瀬村諸営業用鑑札改印願書」にも見あたらないのであるが、これら二つの史料と寄付金名簿と取纏帳とをよく調べてみると、前者の二つの史料に米仲買あるいは米穀干鰯商として出ている藤岡八良兵衛の名前が、後者の二つの史料に見当らないのと逆に藤岡豊太郎は前者の史料にはみえないところから考えて、藤岡豊太郎は藤岡八良兵衛の相続者と考えて間違いはなさそうである。すると彼の場合も野田と同様に、その所有する土地はすくなくとも営業税などが多いと推測でき、それに応じて寄付金が割当てられたと考えられる。また役場費地租割分が割当てられなかつた二五人のうち四人が一五銭一人・一〇銭三人と寄付をしているのも野田や藤岡と同じ理由によるものであろう。

この寄付金の総額は予定の一五二円を三円一〇銭オーバーする一五五円一〇銭に達しているのであるが、前記の前半期役場費の経額二二円八三銭とくらべてみて額が約七倍で、村民の負担の大きさがよくわかる。これは村民達の学校に対する期待をあらわすものであろう。特にその中でも寄付金五円以上の一〇人で合計九二円と寄付金全体の約五九%の多額をしているが、彼ら一〇人の役場費地租割分総計六円六二銭三厘が地租割分全体の三九%であるのと比較する時、十人が学校新築に果した役割の大きさが考えられる。この十人の職業を一八七八年の「諸営業用鑑札改印願書」によって調べてみると、米商七人・旅籠屋一人・古道具商一人・雜業一人となつていて、この生瀬村では農商兼業の人人が村落の指導者であったことを示しているのではないだろうか。彼らの話し合いなしには新築は計画されなかつたであろうし、彼ら全員の協力がなければその実施は不可能であつたろう。それでは彼らはこの時期にどういう意

識で教育問題に取り組んでいたのであろうか。次にその点を考えてみたい。

近代的公教育の成立について西欧において典型的にみられるることは、近代市民革命と産業革命の進展につれて支配されている階級から教育要求がおこり、それはほかの民主的要求とともに、血の流れる戦いをへて公費教育ないしは公立学校制度として確立してきたのである。しかし明治一〇年代の日本では、ブルジョワ民主主義革命は自由民権運動として一定の影響を時の政治権力に与えはしたが、政府の弾圧・幹部の裏切りなどによつて解体し、産業革命にいたつてはいまだ起らず、西欧に見られた近代的公教育要求を生み出す基盤は見られなかつた。<sup>(21)</sup> 当生瀬村でも宿場町といふ情報を得るためには有利な場所でありながら、自由党員もいなければ政治結社の結成もみられず、この村の指導者の頭の中にあつた教育観といふものは西欧の近代的思想とは縁遠い、いやまったく無縁の江戸時代以来の考え方には、彼らなりに理解した新政府の教育方針を加味したものであつただろう。それは揚名小学校の「揚名」という言葉にうかがえるのではないだろうか。この言葉の一面には前述のような心意気が感じられるのであるが、これは一八七二（明治五）年の「学事獎励に関する被仰出書」の「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして其生を遂るゆえんのものは、身を修め智を開き才芸を長するによればなり」にヒントを得て作られたことは十分予想される。その際この「被仰出書」の精神を、これを起草した開明派官僚が依拠していたイギリスの功利主義思想としてではなく、立身出世主義としてとらえていたであろう。

このような教育観のもとで、村の指導者層が一八八二（明治一五）年という問題の多い年に、生徒数の増加を理由に小学校の新築を計画したのであるが、当時の教育界の動きもこの計画を大きく進める作用をしたであらう。またそれは彼らが小学校教育に何を期待していたかを示すものであらう。

## 教育令下の学事情況

一八八三（明治一五）年七月に生瀬村から近い今津・津門両村共同で立派な小学校が建築されているが、生瀬村の指導者がこれに影響をうけたことも考えられるが、より根本的には、一八八三（明治一五）年一月以後兵庫県庁から相ついで出された「町村立私立小学校設置禁止規則」「就学督責規則」「兵庫県小学校教則」等によって、村の指導者として教育にどう対処するか真剣に考えざるを得ず、その結果生徒数も増加したことでもあり小学校を新築して県の指導にこたえようとしたのであろう。彼らは小学校の設置は村落共同体の責任としてとらえ、自ら率先して多額の寄付をなす一方、村落構成員にその経済力に応じて強制的に寄付を割当てたのであった。本来近代的な公教育制度のもとでは、政府によって公教育が整備されるのがその特色であるが、この生瀬村の場合政府は一銭一厘も出さず、村落共同体の責任によって学校は設立されていくのである。ここに日本の公教育の特色である父母負担の多大さと政府出費の僅少さがはつきり表われている。

それではこの新築された小学校で、どういう教育が行わることを指導者は期待していたのだろうか。産業革命がいまだおこっていない所では労働者教育の必要性はなかつただろう。農作業に必要なことは寺子屋の往来物で習得可能だったのだから、小学校には別の新しいことが期待されねばならない。そしてそれは村落指導者層にとって好ましいものでなければならない。前記の「兵庫県小学校教則」で初等科三年間の教科目中に修身がはじめて独立課目として扱われることになったが、指導者層にとってこの修身に代表される道徳教育こそ彼らの期待するものであつたらう。なぜならその教育は現実の村落の社会秩序を維持する上で大きな役割を果しうるのである。だから小学校教育の一番大事なことは、村のための小学校として将来の村落構成員に道徳教育を行うことであった。天皇制教育が確立したあとで天皇制秩序維持のために小学校教育が重要な役割を果したことは周知のことであるが、それは直接無媒介に

行わされたのではなく、生瀬村のように村落共同体の秩序維持のための小学校を媒介として行われるようになるのである。別のいい方をすると、村落指導者層が、彼らが中心となって設立した小学校において天皇制教育が行われる時、これに反対したり抵抗したりしなかったのは、天皇制教育が彼らの教育観や村で現実に行われている教育と矛盾しなかつたからである。村落共同体のための小学校が確立されているところにそれを媒介として天皇制教育は確立したのである。だから確立された日本の公教育は人間の内面形成を修身という教科で國家が統制し深入りするところに大きな特色があり、この一点をもってしても決して「近代的」といえるものではなかった。日本の教育の悲劇は、近代的公教育思想が成立しそれによる運動が起る前に、政府によって一方的に村落共同体に学校設立の責任を負わされたところからはじまつたといっていいだろう。

次に建築費の大部分をしめた部落有林野からの六〇〇円であるが、これについての問題点を考えてみよう。部落有林野が歴史上の問題になるのは地方自治制と関連してであり、その整理統合の契機となつた一八八九（明治二二）年の「市制・町村制」の成立、さらには明治三〇年代後半以降の寄生地主の収奪(23)などが研究の出発点となつてゐる。そのため一八八一（明治一五）年当時の部落有林野の性格について、まだ十分研究されていないようなのでその点をも考えていく。

この部落有林野の利用方法であるが、六〇〇円分の山を売ったのかそれとも材木を売ったのかどちらかわからないのであるが、この時からさらに二〇〇年後の一九〇二（明治三五）年に小学校新築が決議された時の決議録が残つてゐるので、それを参考にして考えていく。

#### 生瀬尋常小学校々舍新築施行概則決議(24)

第三条 新築ニ要スル材料ハ總テ当村共有林ヨリ採収スベキモノトス

但シ共有山ニ就キ得難タキ者、又ハ仮令有之トスルモ經濟上不利益ト認ムルトキハ便宜購入ス可キモノトス

第四条 木材ノ搬出其他工事施行上必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ夫役ヲ徵収スルコトヲ得

となつていて建築用材は共有林から供給すること、労働奉仕をしなければならないことが決められている。一八八年の新築の時もおそらくこの方法が取られたのではないだろうか。当生瀬村は地租改正のさい有馬郡の中で良材林として一等の等級をつけられた村だけに、良材を売却した金でまた木材を買うという愚は犯さなかつたであろう。それではこのような共有林を学校新築のためにつかうことの意義を検討してみよう。

神島二郎氏は『近代日本の精神構造』の「第一部天皇制ファンズムと庶民意識の問題」で天皇制の正統性の問題についてふれられた中で「天皇制の正統的な根拠は基本的には自然村的秩序におかれ<sup>(26)</sup>」ているとされ、その自然村の拡大再生産については「郷土性のつよい小学校、青年学校その他は、すくなくともそれらが郷土生活を前提とするかぎり、その自治訓練が端的に自然村秩序原理の教育を志向することは、あらためて論ずるまでもない」と述べておられる。この神島氏の言わることに私も基本的には異議がないが、自然村秩序原理の教育を志向し得たのは、神島氏がいわれる郷土性のつよいとか郷土生活を前提とするかぎりとかいう表現はすこしあいまいな気がする。というのは神島氏自身も「学校教育は、ややもすれば、旧來の秩序意識を破壊する契機をはらんでいたのであり、それは、ほかならぬその教課内容の知育（＝技術教育）偏重にあつた。<sup>(28)</sup>」と述べておられるところをみても、単に郷土性では説明できないのではないかと考える。私が小学校教育で自然村秩序原理の教育を志向した理由として考えるのは、一つには前述の村落指導者層の意識の問題であり、今一つはこの共有林による学校建築の方法だと考える。つまり新築された

小学校が政府の文教費によるものでなく共同体の財産でもって、一九〇二年の例から考えておそらくは共同体成員の労働奉仕によってつくられたものであれば、寄付金の額が少なかつた人でも、あるいは全く寄付できなかつた人でもその新築に労働奉仕という形で参加したのだから、完成した小学校を一部有力者のみのものとしてではなく、村落のものとして理解することは十分出来たであろう。そこで小学校教育において郷土性を強く持ち得たのである。そして部落有林野はこの場合村落秩序を維持するために入利用されているのであって、もしこの共有林がなかつたら小学校新築の費用はすべて村民の負担となり、そうすれば寄付できない階層は積極的に小学校教育を受ける姿勢を持ち得ないだろう。また村民の負担が重いのに政府により建築が強要されるなら学制施行期にみられた学校反対一揆のような運動が起ることも考えられるのであって、共有林が村落共同体の経済的基礎として村落の秩序維持のために果した役割に我々は注意をはらわねばならない。

以上小学校新築のために集められた寄付金ならびに共有林の利用について問題点を指摘してきたが、それらを整理しておくこととする。

強制的に割当られた寄付および共有林の利用をもとに、村落共同体の秩序にそつて計画・新築された小学校は、近代的要求にもとづくものでなく、封建的な村落秩序を再生産するためのものであつて、「学校令」以後の天皇制教育が行なえる基盤がつくり出されたことに意義があるのである。

### 三

この節では新築された小学校における生徒の就学情況を明らかにしていきたい。

## 教育令下の学事情況

表 II

⑭	⑯	⑰	⑱	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	児童名	生年月日 (明治)	就学情況	地役租場分費	寄付金
森	清	亀	中	小	亀	川	坂	石	松	中	亀	池	森						
中	水	井	務	浜	井	嶋	上	本	本	塚	井	田	芳	松					
芳	イ	キ	栄	芳	常	実	ミ	ミ	常	太	熊	安	万	太	良				
松	ト	ク	良	松	七	蔵	ツ	サ	太	良	大	藏	太	良	藏				
6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	年			
3	3	11	11	11	11	10	6	5	5	4	1	1	12	11	7	月			
23	19	23	23	4	19	2	2	4	4	4	7	1	15	7	日				
六才カラ九才オマデ性質柔弱ニシテ不就、十才ノ五月七日入学																六才カラ七才オマデ父病ノ看護ニ付不就、八才二月三日入学			
六才十一月十五日入学、十才カラ農業専修																六才十一月二十日入学九才カラ農業専修			
六才カラ十二才オマデ家貧シクシテ父母ヲ助手スルヲ以テ不就																六才ノ四月九日入学、九才カラ農業専修			
六才カラ十一月二十日入学、九才カラ農業専修																六才ノ十一月二十日入学			
六才十一月二十日入学、八才裁縫専修ス																六才十一月二十日入学			
六才ノ三月二十日入学、十才二月二十五日母ニ隨ヒ大阪表へ出稼ス																六才ノ十一月二十日入学			
六才祖母病ニ看病ニ付不就、七才八月十日入学																六才十一月二十日入学			
一	六	三	〇	四	六	一	四	五	六	七	一	〇	八	一	四	七	〇	錢厘	
七	一	一	○	五	四	三	七	一	五	七	一	●	二	一	三	九	●	錢厘	
一	一	一	●	六	一	一	一	一	一	一	一	○	五	一	三	〇	五	円	
五	〇	五	○	〇	三	〇	三	〇	一	〇	一	〇	五	〇	三	〇	五	錢厘	

淨橋寺文書一〇五六号「就学調査簿」および一〇五八号「明治十七年十二月調学令簿」は当時の就学情況を知らせてくれる好史料で、これら二つの史料を合せると一八八四（明治一七）年一二月現在の満六才から一四才までの学令期にあたっていた八三名の児童の、名前、父母または後見人の名前、児童の生年月日、小学校に入学した年月、もし入学が学令に達した時より遅れた時はその理由、中途で退学した場合その時期と理由がわかる。長くなるがそれらをまとめて表IIとして紹介しよう。

**39** **38** **37** **36** **35** **34** **33** **32** **31** **30** **29** **28** **27** **26** **25** **24** **23** **22** **21** **20** **19** **18** **17** **16** **15**

阪福亀土平錢戸松中山阪松中亀北筆森西平川野和生松森  
口田井田野谷田本野岡本木塚井口野田田野嶋田氣田井田  
喜シキチタシ竹安弥熊富ク兼亀リテ虎音エア謙ヒヤツマ  
ヤウクエカナ良藏吉藏マ良吉ツイ吉吉イサ藏デナ子サ

8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6			
9	9	8	8	8	7	6	2	2	2	2	2	12	11	7	6	1	1	12	10	10	9	8	6	6	3
21	1	11	9	10	19	26	21	21	19	19	27	18	19	4	29	15	17	18	3	12	25	26	5	23	

六才カラ七才マデ子守  
家賃クシテ父母ヲ助手  
六才カラ八才マデ母病  
六才カラ七才マデ子守  
六才ノ四月五日入学  
六才ノ十月十八日入学  
六才ノ九月四日入学  
六才子守ヲナシ為ミニ  
六才一月二十五日入学  
六才二月四日入学、九  
六才柔弱ニシテ不就、  
六才子守ヲナシ為ミニ  
他郡学校へ入学ス  
六才カラ七才マデ祖母  
六才ノ三月三日入学、  
六才カラ七才子守ヲナ  
六才ノ六月六日入学  
六才三月十五日入学、  
六才祖父ノ看護ニ付不  
六才子守ヲナシ為ミニ  
六才五月十日入学  
六才九月二十一日入学  
六才カラ七才マデ母病  
六才カラ八才マデ子守  
六才ノ十一月一日入学

ヲナシ為メニ不就、八才四月十日入学  
スルヲ以テ不就

テ看護ニ付不就、九才一月二十八日入学  
ヲナシ為メニ不就、八才三月十日入学  
、十才三月十一日ヨリ人ノ婢ニ雇ハル

不就、八才八月十日入学

、九才農業ヲ修ス

才裁縫ヲ修ス

七才五月十日入学

不就、七才三月十五日入学

病テ看護ニ付不就、八才ノ一月十五日入学  
九才カラ農業專修

シ為メニ不就、八才ノ五月九日入学

八才家貧クシテ父母ヲ補フ

就、七才五月十日入学

不就、七才五月二十日入学

ミテ看護ニ付不就、八才四月十五日入学  
ヲナシ為メニ不就、九才十一月二十八日入学

二？四一三二九二〇一？二六三〇五一七三〇？三二四  
三五五九八九五八三二二七八三

三一 一 二一 八五  
五〇三五 五〇〇五〇〇三〇 五〇五〇五五八〇 ○ ○○一五〇

**[64] [63] [62] [61] [60] [59] [58] [57] [56] [55] [54] [53] [52] [51] [50] [49] [48] [47] [46] [45] [44] [43] [42] [41] [40]**

森中加辻亀高森錢虎平森梶鈴中中阪泉藤池亀川松野清小  
中塚川井井尾田谷谷野田 木務川上 岡嶋井嶋井田水浜

10	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	
9	7	6	4	4	4	5	4	2	1	12	9	9	6	3	3	3	2	2	12	12	12	11	11	9
3	24	2	21	15	10	4	2	3	12	10	15	10	2	30	10	2	18	1	18	11	9	18	7	23

ヨリ人助スルコ  
十五日母  
十日入学  
五日入學  
八日入學  
月五日  
月一日  
月一  
神戸表  
ノ為メ

以テ不就  
婢ニ雇  
ニ隨ヒ士  
入学

ル  
出へ表阪

稼  
ス

一一〇 〇一四二九九一 〇?二七〇八〇四〇三 三  
六三 二五八 九一 二九 八五 四 七 三七一

一 一三 一〇 一七 五  
〇〇〇一五三五一 一二八〇五 五三〇一〇〇

この表を一読してまず気がつくことは、当時の入学の状況が現在の学令に達した児童をあつめて年一回学年はじめに行う方法とちがつて、六才の学令に達する前後から、児童はおそらく父母の都合のいい日に学校へ連れていかれたであろうと想像されることである。「改正教育令」のもとでは入学したらまづ初等科六級に編入され、半年たつたら

## 教育令下の学事情況

五級ついで半年たつたら四級と半年ごとに進級するのが原則であった。しかしこの生瀬村のようにある日突然に新入生徒がふえたのでは、集団としての計画的な教育などできなかつたであろう。このような入学形態は寺子屋への寺入りとほぼ同じであり、教育方法は複式授業で、これも寺子屋の方法と同じであった。

それはさておき以上八三名の児童を入学した時期によって分けてみよう。六才の学令に達した年に入学した者は男子二五名女子二一名計四九名でこれは全児童の約五九%に当る。七才で入学した児童がついで多く男子五名女子一〇名計一五名で約一八%、八才で入学したものは男子三名女子四名計七名で九%、九才で入学したものは男子一名女子二名計三名、十才で入学したものは男子のみ一名、十一才以上で入学したものはない。この調査のあつた一八八四年(明治一七)年一二月現在入学したことのない児童は、男子では<sup>⑯⑰</sup>の二名女子は<sup>⑯⑯⑮⑯⑯⑯⑯</sup>の八名計一〇名約一二%である。これから女子は就学時期が男子より遅れること、ならびに入学経験のない者が男子の4倍に達し女子の就学率が低いことがわかる。このころは一般的に女子の就学率の方が男子にくらべて低いのであるが、生瀬村でも例外ではなかつたのである。それでは女子の入学がおくれたり入学していらない理由について検討してみよう。七才以後に入学した者で就学のおくれた理由に、子守を理由にしているものは<sup>⑯⑰⑯⑯⑯⑯⑯</sup>の七名、病人の看護を理由にしているもの<sup>⑯⑰⑯⑯⑯⑯</sup>の五名、性質が柔弱であることを理由にしているもの<sup>⑯⑰⑯⑯⑯⑯</sup>の四名であるが、要するに家事の手伝いをさせられた子守や看護によるものが七五%をしめ、家庭において六・七才の女の子が親に便利がられて使われていたことがうかがえる。未就学者八名の理由は貧困が一番多く<sup>⑯⑰⑯⑯⑯⑯⑯</sup>の六名で、残りの二名は子守・看護がそれぞれの理由である。貧困が理由とされているが、たしかにこの六名の親の役場費地租割分は最高の人で二錢三厘、新築寄付金も最高の人が一五錢で経済力が乏しいことがうかがえる。でも同じような役場費や寄付金の人

でも子弟を入学させているので、特に貧しかったというのではなさそうである。それらのことを考えながら、この未就学児童八名にこの時点以後就学の可能性があつたかどうか考えてみよう。<sup>(6)</sup>と<sup>(72)</sup>・<sup>(16)</sup>と<sup>(43)</sup>は姉妹関係にあり貧困を理由にしているのでまず就学の可能性はないだろう。<sup>(44)</sup>は<sup>(20)</sup>の妹であつて姉の方は三年以上在学して中途退学したのであるが、妹が学令に達した時に姉は在学しており、妹の方を就学させる考えはなかつたようである。<sup>(57)</sup>は父の看護を理由にしているので父が回復すれば就学することが十分考えられる。<sup>(69)</sup>は子守が理由だが姉の<sup>(38)</sup>も同じ理由で九才になるまで不就学であつて、子守の仕事が姉から妹に受けつがれた感があるが、子守の仕事から開放されると姉のようにおくれて就学することが考えられる。また<sup>(75)</sup>は貧困により就学していないが、姉の<sup>(24)</sup>は六才からほぼ三年間就学しており、<sup>(75)</sup>は学令に達したばかりであるから就学の可能性が考えられる。となつて八名中三名には今後就学することが予想される。

つぎに男子の入学がおくれた児童について検討してみよう。おくれた理由に子守りや看護をあげるものが女子と同じく一番多く七名、ついで性質柔弱なもの二名、聾病によるもの一名となつていて。このことから考えて不就学児童<sup>(76)</sup><sup>(77)</sup>の二名のうち<sup>(76)</sup>は性質柔弱を理由にしているので年令が高くなつたら就学する可能性が多い。<sup>(77)</sup>については兄姉もなく貧困を理由にしており以後の就学については判断しにくい。結局男女合わせて一〇名の未就学児のうち<sup>(57)</sup><sup>(69)</sup><sup>(75)</sup><sup>(76)</sup>の四名は今後小学校に入学する可能性があるといえるだろう。

なおこれらの理由で、子守や看護の信憑性であるが、家の貧困をかくすためのものもあつたかもしれないが、<sup>(26)</sup>のように多額の役場費地租割分や新築寄付金を負担した家庭でも子守を理由に就学をおくらせているところを見るとある程度は真実であろう。大事なことは就学がおくれた理由の当否ではない。一八八四年一二月現在で一度も学校に入

学した経験のない者は十名にすぎないのである。すなわち八三名の児童中七三名八八・〇%は小学校教育の経験者のである。(さらにさきほど就学の可能性を追求した(57)(69)(75)(77)の四名を加えるなら九二・八%に達する)約九割の児童は小学校教育の洗礼を受けたことになるのではないだろうか。

それでは次に中途退学がどれだけの期間在学して教育を受けたかを明らかにしてみよう。中途退学者は(2)(3)(5)(8)(10)(12)(13)(20)(23)(24)(29)(32)(40)(41)(61)(62)の一六人である。この一六人を三年という期間を基準にして分類してみると次のようになる。(12)(32)(41)(61)(62)の五人は就学期間が三年未満で退学していくが、理由を調べると(12)で裁縫を習うためと思われる以外は家庭の貧困が原因と考えられる。ついでほぼ三年間 在学して退学したと考えられるのは(2)(3)(5)(9)(10)(23)(24)(29)(40)の九人で、退学後の情況についての記録は(24)と(40)の女子は裁縫と女中奉公、残る七名の男子はすべて農業専修と説明している。三年以上在学したものは(13)(20)の二名で、一人は母の大坂への出稼ぎについていており、一人は女中奉公にしている。ここで注目したいのはほぼ三年間 在学した生徒が九名の多数にのぼること、そして退学後の記録を読むと三年間で一つの区切りがついていたといった感じを受けることである。これは九名の児童が「改正教育令」に規定された初等科三年の課程を終えて学校を去ったことを意味しているのではなかろうか。「改正教育令」の第一五条は次のようにになっている。「父母後見人等ハ其学令児童ノ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就学セシメサルヘカラス又小学科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラス」と最低三年間は教育を受けさせるよう父母に指示している。これらの教育程度で十分ではなかったのだろうか。

一八八四(明治十七)年十二月現在の生瀬村の公的な就学率を計算すると学令児童八三名中、中途退学者一六名と未就学者一〇名を引いた五七名が就学生徒だから、就学率は六八・七%になる。ところで初等科のみについて就学率を計算してみるとどうなるだろうか。学令児童中初等科を修了したと考えられる一一名を引いた七二名に対しても初等科不就学児童は一五名であるから、初等科のみの就学率は七九・二%約八割に達することになる。大変な高率といわねばならない。はたしてこれは生瀬村だけの現象だろうか。全国的にはどうなつていただろう。同年度の文部省学事統計表によれば、この年学令人口は六一六万四一九〇人であるがこれを単純に各年令別の人口が等しいと仮定すると初等科の学令人口は二三一萬一五七一人強となるが、一方この年小学校在籍生徒中で在籍年数が三年未満のものつまり初等科在学中と考えられるものは一九四万四二〇六人である。これから初等科のみの就学率は約八四%と計算できる。これまた大変高い数字であるが在籍三年未満の生徒の中には九才以上の生徒が多数いることが考えられ、八四%より正確にはもっとさがるであろうが生瀬村の七九%に近いのではないだろうか。これらのことからいえることは現在までの研究が初等教育の普及を全学令期間中の就学率で考察してきたことに対してもうすこし細く初等科に注意してみることが必要なことではないだろうか。初等科のみに注目して就学率を調べてみると八〇%前後に達すると考えられ、産業革命を経ていらない当時の日本では三年間の初等教育で十分だったのである。一八八六(明治一九)の「小学校令」で義務教育の年限が四年間と決定されたのも、この初等科三年間の教育が普及していくことを考えて決められたのではないだろうか。「小学校令」の起草者森有礼は十分この事実を知っていたであろう。

以上「教育令」施行期の初等教育の普及について生瀬村に素材をもとめ調べてきたのだが、この自由民権運動に直接関係しなかった地域では、村落共同体の秩序維持の性格をもった小学校において、三年間の初等科への就学率が約

八〇%に達していることがわかつた。このような形での初等教育の普及が、「小学校令」以後の日本の公教育が展開する基盤になつたと考えるのである。

## 注

- (1) 遠山茂樹『明治維新』(一九五一年)三〇〇頁
- (2) 教育令制定の前後の事情については、時野谷勝「教育令制定の歴史的背景」(『開国百年記念明治文化史論集』一九五一年)にくわしい。
- (3) 天皇制教育の確立については武田清子「天皇制思想と教育」(一九六四年)にくわしい。
- (4) 一八八二(明治十五)年九月二六日付伊藤博文宛森有礼書簡(大久保利謙「森有礼」(一九四四年)九〇頁より引用)
- (5) 拙稿「明治初年の小学校教育の成立」(『ヒストリア』四六号)
- (6) 「有馬郡生瀬村物産表」(『西宮市史第六卷』四二八頁)
- (7) 「生瀬村地誌」(『西宮市史第六卷』九七八~九八二頁)。この地誌の書かれた年代は確定されていないが、同様の村誌が有馬郡の村々から一八八四(明治十七)年に有馬郡長に出されているが、生瀬村地誌はその下書きと考えられ一八八三(明治十六)年末ごろ書れたと思われる。)によれば正確には六二七人となつてゐる。
- (8) 「生瀬村物産取調書三通」(『西宮市史第六卷』四一二頁)
- (9) 前掲注(7)
- (10) 兵庫県史編集委員会『兵庫県百年史』(一九六七年)一八〇頁の表より計算。
- (11) 『西宮市史第六卷』四二一~四二四頁
- (12) 前掲拙稿五〇~五一頁
- (13) 浄橋寺文書七七号「民費其の他取調書」
- (14) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史第一卷』(一九三八年)一一五頁。公学費統計より計算。
- (15) 宮原誠一『日本現代史大系教育史』(一九六三年)五四頁
- (16) 浄橋寺文書一〇三九号「揚名学校新築見積願書」

- (17) 浄橋寺文書一〇四〇号  
 (18) 浄橋寺文書八一號  
 (19) 「西宮市史第六卷」七〇六頁  
 (20) 「西宮市史第六卷」七一〇頁  
 (21) ただし西欧の人権思想の影響をうけた中江兆民や植木枝盛らは近代的公教育を要求しているが、これについては他日を期したい。  
 (22) 「西宮市史第三卷」(一九六七年)一二一~一二三頁  
 (23) 大石嘉一郎『日本地方財行政史序説』(一九六一年)三九九頁  
 (24) 浄橋寺文書九〇号  
 (25) 「西宮市史第二卷」四九頁  
 (26) 神島一郎『近代日本の精神構造』(一九六一年)二三頁  
 (27) (28) 神島一郎前掲書一九頁  
 (29) 『文部省第十二年報』五四~五五頁

(金蘭会高校教諭)